第4章 計画の実現に向けて

1 町民、民間事業者等との協働・連携

本計画における住宅施策を推進するためには、計画の策定主体である当別町だけではなく、 町民、住生活づくりに携わる民間事業者や、公共では担えないきめ細やかな取り組みを担う住 民参画の関連団体などとの協働・連携が不可欠です。

各主体が本計画の目標を共有し、それぞれの役割分担のもと、相互に協働・連携しながら計画を推進していく必要があります。

(1) 町民

町民が住宅づくりの主役として、今後における住生活の質の向上について関心を持ち、理解 を深め、積極的に取り組めるよう情報提供等を行っていきます。

また、住宅が持つ社会的資産の側面を理解し、景観や安全性等の質の向上に努めるととも に、地域で誰もが安心して住むことができるよう、良好なコミュニティの形成や災害時の相互 扶助の推進について、関連部署と連携して支援していきます。

(2) 民間事業者及び関連団体等

住宅は、暮らしを支える基盤であるとともに、そこに住む町民の生命に係わる重要な役割を 担っていることから、民間事業者及び関連団体等は、法令を守り、社会的責任を認識し、町民 との信頼関係の構築を図り、良質な住宅の供給を行うことが重要です。

そのため町は、民間事業者や関連団体等と一体となって、住宅施策に関する取り組み、地域に密着したまちづくりを推進していくことができるよう、情報提供や技術等の普及、啓発に努めます。

(3) 当別町

住宅のセーフティネットの確保と向上を図り、高齢者や子育て世帯、学生との関わりなど、 福祉やまちづくりと連携して総合的な住宅施策を推進します。

また、住宅や住環境に関する情報提供、技術等の普及や啓発に努めます。

本計画を実現するためには、国や北海道、その他の関係機関などと連携を図りながら、当別町の地域特性に応じた住宅施策を進めることが重要です。

3 庁内の取り組み体制

本計画における住宅施策を推進するためには、住宅分野のほか、都市計画、高齢福祉、子育てなど、様々な分野と連携して取り組みを進めていく必要があります。

施策ごとに想定される関係部署を以下のとおり設定し、計画の進行管理を行うとともに、相 互に連携しながら取り組みを進めていきます。

【基本目標1】 当別町に住み続けられる住生活

施策の展開	主な施策	想定される関係部署
【1】 若い世代等が 住み続けたい 住宅・住環境づくり	・親世帯等の近隣への居住、二世帯住宅等による定 住促進の検討	建設課、事業推進課
	・公共賃貸住宅(子育て世帯向け等)の建設	建設課
	・戸建て分譲の促進	建設課
	・民間住宅の有効利用の検討	セールス戦略課
	• 住宅取得を促す支援の検討	建設課、事業推進課
	・教育環境や自然環境等、多様な視点で子育てしや すい環境づくりの検討	事業推進課、教育委員会
	・近自然型住宅地への定住・移住に向けた取り組み の推進	セールス戦略課、事業推進課
	・学生のニーズに合った住環境や生活支援等の充実 と町内居住の促進	企画課、セールス戦略課
	・外国人居住者に配慮した案内、情報発信等の推進	関係各課
【2】 高齢期になっても 暮らし続けられる 住環境づくり	・安心して住み替えられる仕組みづくりの検討	建設課
	・サービス付き高齢者向け住宅等の整備に関する支援の検討	建設課
	• 高齢者等の玄関先から公道までの除雪サービスの 活用	介護課
	・高齢者の生活活動を考慮した、生活利便性確保に 向けた検討	建設課、介護課
	・暮らしを支える地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	住民課

第4章 計画の実現に向けて

【基本目標2】安心して暮らせる良質な住宅ストック

施策の展開	主な施策	想定される関係部署
【1】 安全に暮らせる 住まいづくり	・北方型住宅の普及啓発	建設課
	住宅のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の 推進	建設課
	・既存住宅の耐震診断、耐震改修の促進	建設課
【2】 住宅ストックが 円滑に循環する 仕組みづくり	・北方型住宅の普及啓発【再掲】	建設課
	• 住宅性能表示制度の周知	建設課
	・住宅リフォームの促進	建設課
	・空家等の発生抑制及び危険空家の適正管理に向け た啓発	環境生活課
	・空家等の活用方策の検討	建設課
【3】 町民生活の安定を 支える住まいづくり	・公的住宅の在り方に関する検討	建設課
	・住み替えによるミスマッチ解消の仕組みづくりの 検討	建設課
	・町営住宅の計画的な建替え、団地の集約・統合	建設課
	・適正な改善や修繕による町営住宅等の長寿命化の 推進	建設課

【基本目標3】当別町の個性を活かした住生活

施策の展開	主な施策	想定される関係部署
【1】 中心市街地との 一体的な住宅・ 住環境づくり	• 居住誘導区域等への居住誘導の推進	建設課、事業推進課
	・都市機能誘導区域等における利便性の向上	事業推進課
【2】 雪や災害に強い 住環境づくり	・積雪や環境に配慮した町営住宅等の整備の推進	建設課
	・高齢者等の玄関先から公道までの除雪サービスの 活用【再掲】	介護課
	・ハザードマップの町民への周知、啓発	危機対策課
【3】 自然と共存する 住環境づくり	・BIS 及びBIS-E の取得支援	建設課
	・住宅における省エネ設備導入に対する助成の検討	建設課
	・住宅における再生可能エネルギー活用に向けた検 討	建設課、エネルギー推進室

4 適切な進行管理

本計画を実現するために、施策に関する取り組みや関連する計画の進捗などについて、概ね 5年ごとに、計画全体の見直しを実施します。

また、適宜、関係部署と情報交換や確認を行い、必要に応じて、計画内容の見直し等を行います。